

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成26年9月5日(金)午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	黒川勝好	副委員長	佐藤茂
	委員	戸谷裕治	委員	水野智見
	委員	山田新太郎	委員	菊地久
	委員	高阪康彦		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	政策推進室 推進長	服部康彦	政策推進課 推進長	黒川静一
	総務部長	加藤恒弘	総務部兼 総務課長	江上文啓
	民生部長	佐藤一夫	民生部兼 民生課長	鈴木利彦
	民生部兼 住民課長	伊藤満	健康推進課 推進長	大橋幸一
	環境課長	江場満	保険医療課 課長	伊藤光彦
	産業建設部 部長	上田実	産業建設部兼 まちづくり推進課長	志治正弘
	土木農政課 課長	伊藤保彦	教育長	石垣武雄
	教育部兼 教育課長	川合保		
職務のため出席した者	議長	吉田正昭	議事務局長	松岡英雄
	係長	飯田和泉	書記	服部有規
付託事件	議案第45号 表彰について 議案第46号 蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について 議案第47号 蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営			

	に関する基準を定める条例の制定について
議案第48号	蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第49号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第50号	蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
議案第51号	蟹江町障害者医療費支給条例等の一部改正について
議案第52号	字の区域の設定について

○委員長 黒川勝好君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、足元の悪い中、定刻までにご参集いただきましてまことにありがとうございます。

それでは、お手元に、議案第45号、議案第47号及び議案第48号の議題の中で請求のありました資料が配付してありますので、お願いをいたします。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務民生常任委員会を開催をいたします。

本委員会に付託をされております案件は8件であります。慎重に審査をお願いいたしたいと思っております。

審査に先立ちまして、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

あいさつした。

○委員長 黒川勝好君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからしていただくようお願いいたします。

審査に入る前にお諮りいたします。付託案件の審査順序についてであります。お手元に配付した次第書に記載しておりますように、最初に議案第45号、続いて議案第49号、議案第52号、最後に民生に関する案件、議案第46号から議案第48号及び議案第50号並びに議案第51号の審査を行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、本日の会議はお手元に配付した次第により行わせていただきます。

それでは、最初に、議案第45号「表彰について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 加藤恒弘君

恐縮でございます。本日出させていただきます45号の請求資料につきまして、総務次長よりご説明を差し上げたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長 黒川勝好君

それでは、お願いいたします。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

それでは、お手元にお配りいたしました議案第45号の請求資料について、簡単に説明をさせていただきます。

議案第45号「表彰について」の下記寄付に係る補足資料として、別紙図面を提出いたします。

記といたしまして、(6) 寄付(蟹江町表彰条例第2条第13号適用)ということで、26番、愛西市柚木町前田面562番地7、小酒井博人、事績が河川内用地(2,842平方メートル)を寄付(大字蟹江新田字金野346番3)(金1,193万6,400円相当)ということで、次に事績について若干補足をさせていただきます。大字蟹江新田字金野346番3、池沼でございます。2,842平方メートル、約860坪でございます。金額にいたしますと、平米あたり4,200円掛ける2,842平方メートル、1,193万6,400円相当というふうに計算をさせていただいております。

1枚はぐってください。

1枚はぐっていただきますと、位置図ということで5,000分の1の図面がついておるかと思われま。場所でございますが、西尾張中央道を飛島村に向かって走っていただきますと、新蟹江小学校がある交差点、皆様方ご存じと思いますが、こちらの交差点を左に曲がっていただきます。左折していただきますと、夜寒橋という橋がございます。これは、実は佐屋川にかかる橋でございます、こちらのですね、夜寒橋の南側、斜線で囲ったところが今回ご寄付いただいたところでございます。

詳細につきましては次のページ、今度1,000分の1でございます。実線で囲われた346番3というこちらがまさに今回ご寄付いただいた土地の地番でございます。

もう1枚はねていただきますと、これの航空写真図が出ております。ちょっと湿地帯を入れることが不可能でしたので、この航空写真で見えていただきますと、この橋の南側、前のページでいくと、重なりぐあいを見ていただきますと、河川内の土地ということはおわかりいただけるかと思ひます。

以上でございます。

○委員長 黒川勝好君

補足説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。

○委員 菊地 久君

この地図で場所はよくわかったんですが、要は河川敷の中でございまして、今平米当たり約4,200円ぐらいという、計算はそういうことだと思いますが、そこで今回のこの出された金額でありますけれども、これは土地の評価額で算出されたものか、実売を例にとってこういう数字になったものかですね、この根拠をちょっと説明願えませんか。

○産業建設部長 上田 実君

私のほうからご答弁させていただきます。

4,200円の算出根拠につきましては、昨年、平成25年の12月に愛知県のほうへこの土地のすぐ上のところ、夜寒橋の真下のところなんですけれども、夜寒橋は歩道を今設置をしてお

ります。そこのところの価格を参考として4,200円を計上させていただきました。

○委員長 黒川勝好君

よろしいですか。

○委員 菊地 久君

今のお話だと、ちょうど歩道橋をですね、工事やったんですが、その下の土地をどなたからどういうふうに買われたかよくわかりませんが、そのときの県の買収単価がこういうような数字であったと。だから、その数字を根拠にして計算をしたところ、1,198万6,400円という数字が出ましたよと。なら、その金額をもって、今回ご寄付をしていただいた金額はこういうことでございますと、そういう中身でございますね。

それで、せっかくでございますが、この今の佐屋川沿いの中はですね、昔から民地というのが多いわけですが、がっとな。それらの問題についてですね、どのような方向で今後いくのかなど。特に、問題によくなりましたことは、中瀬台のね、団地の中の佐屋川や何かはですね、ここ埋めてほしいなというようなときにはですね、町から持ち主に、地主に話をするとノーなんです。ところが、地元からお願いしますよという結構ですよという、何か所かこの中瀬のところあったわけですね。そういう経過がございますけれども、それらをひくくめて考えてきたときに、この中の土地というのは個人の所有でありますけれども、この個人の所有について、従来というか今もそうですが、固定資産税というものはどのような形でおかけになっておられるのか。それから、全体的な佐屋川という名前がついている川の中ですね、民有地というのはいったいどのぐらいあるものかなど。そして、そこから上がってくる固定資産税というのは本当に上がってきとるのか、それとも減免措置をとられておるのかですね。

その辺のところもね、これから、本当に今回この奇特的な方ですね、これだけの土地をよしよし、使えと寄付して下さって、佐屋川の中にある民有地全部寄付していただくとね、非常によろしいわけですが、なかなかそうはいきませんが、あの実態をね、一遍、例えば霞切橋だとかいろいろ橋あってもですね、拡張がちつともできないんですよ。地主の協力は得られんものですから、嫌だ言うんですね。町から話していくと嫌だと言うんですね。この川の中へ税金かけやがってというようなことで非常に行政に対する反発心が強いんですよ。だから、なかなかやらない。監督をなかなかできないというのが現状であります。今回このよくまとめていただいて、この歩道をね、拡幅していただいたんですが、これからのこともありますものから、実態はいったいどうなるとるのかなど。ここに関連してですが、もしあるなら、おわかりならばちょっと言っていたきたいと思います。

○産業建設部長 上田 実君

それでは、まず佐屋川の関係がございましたので、私のほうから佐屋川の関係を少しご説明したいと思います。

まず、佐屋川につきましては蟹江町の公共物管理条例というもので、この中でやっぱり佐屋川を触ったりするときにはいろいろな制約がされておる条例があります。その中で、町はこの佐屋川を河川という位置づけをしております。それで、固定資産税につきましては、まず固定資産税のご質問があったわけですが、固定資産税はこういった蟹江町がこの公共物管理条例で埋め立ててはいけませんよだとか、いろいろなことをするにはいろいろな制限を加えておりますので、町としては民地がたくさんあるわけですが、民地の方につきましては土木のほうから税務課のほうに減免申請を出しており、昭和63年か、すいません。公共物管理条例ができたのは昭和51年ですので、そんな当時に非課税の減免の申請をさせていただいており、現実には民地に関しては非課税扱いになっておりますが、もう少し必要でしたら税務課のほうで、すいません。59年の8月10日に、すいません。減免の措置がされておるようです。

あと、民地の数の問題なんですけれども、調べたところですが、佐屋川の中には個人の所有がまだ130名程度、また法人の方が5件ほど所有してみえとるといふふうに町では今把握をしております。

以上です。

○委員長 黒川勝好君

よろしいですか。

○委員 山田新太郎君

ちょっとこの地図で気にかかるのは、夜寒橋から南のほうに当然ずっと道がありますよね。これを見ると、寄付していただいた土地と、その間に番地が書いてありますので、要するにこれ所有者が別なのか、蟹江町が持っているのかちょっとわからないんですが、これはこの間の道と、今回寄付していただいた——これずっと続いておるんですけれども——土地は今どこが持っているんですか。

○産業建設部長 上田 実君

今お手元の資料の1,000分の1の公図を見ていただいておりますが、蟹江町が今回寄付をしていただいたもの、346の3、こちらのところの左、図面でいうと左になります。ここに少し、すいません。何メートルかはちょっと私もはっきりわかりませんが、この部分につきましては公有地ということで地番がついておらんです。

(「東」の声あり)

すいません。東側につきましては、地番が入っておるのはまだ個人の土地があります。私の説明した左側のほうの……

(「左はいい、右だけ」の声あり)

すいません。個人の土地です、東側の細かいのは。

○委員 山田新太郎君

すると、これ筆数、筆でずっと分かれとるんですけれども、これが全部というのか、個人の土地なんですね。道は蟹江町ですね。そうですか。わかりました。

○委員長 黒川勝好君

よろしいですか。

他にございませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号「表彰について」につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

ここで、産業建設部長、産業建設部次長、土木農政課長、環境課長の退席を許可をいたします。

入れかえのため、暫時休憩をいたします。

(午前 9時14分)

○委員長 黒川勝好君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時17分)

○委員長 黒川勝好君

次に、議案第49号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 加藤恒弘君

ありません。

○委員長 黒川勝好君

よろしいですか。

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 高阪康彦君

これ名前を変えるだけの条例だものですから別に何の問題もないんですけども、その提案理由のところには就学指導委員会の名称を変更するために必要だ。変更するために必要があるんですけども、なぜ変更するのかと、名前を。これは、ただ国からこういうふうに変更

えろとかそういうなのか。変更するために、どうして変更せないかんのということを聞きたい。極めて単純な質問で申しわけない。

○教育部次長兼教育課長 川合 保君

この改正ですが、愛知県就学指導委員会の設置要綱が廃止されて、愛知県のほうが教育相談や教育支援、就学決定時のみならず、その後に生かした教育支援法に基づいて助言を行うという観点から、4月1日付で愛知県が新たに愛知県教育支援委員会を設置したことに基づきまして、町のほうもあわせて改正をしたということでございます。

○委員 高阪康彦君

私も今度ちょっと言わなあかんと思うんですけども、こういう提案の仕方がね、変更するために必要があるとぼんと言われたらそのままなんだけれども、特にやはり県のほうでそういう会ができて、そのために名前を変える必要があるということをお願いと非常にわかりいいわけ。いつもこういう出し方なのよ。僕らは、じゃそのために一生懸命何かで探して研究して、ああ、そうか、変えないかんのだなというふうに思わないかんのだけれども、そちらのほうからこういう情報をいただくと、ああ、それはそうだなということで簡単なんです。もう少しね、わかりやすくというの、我々がわかるようなふうな出し方をしてほしいなというふうに思います。

以上です。

○教育部次長兼教育課長 川合 保君

わかりました。

○委員長 黒川勝好君

要望ですね。

他に質疑がございますか。ございませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第49号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

ここで、総務部長、総務部次長の退席を許可をいたします。

入れかえのため、暫時休憩をいたします。

(午前 9時19分)

○委員長 黒川勝好君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時20分)

○委員長 黒川勝好君

それでは、次に議案第52号「字の区域の設定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○政策推進室長 服部康彦君

すみません。補足説明につきましては特にございませんので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長 黒川勝好君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声あり)

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号「字の区域の設定について」は原案のとおり決定をいたしました。

ここで、室長、課長の退席を許可をいたします。

入れかえのため、暫時休憩をいたします。

(午前 9時20分)

○委員長 黒川勝好君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時23分)

○委員長 黒川勝好君

次に、議案第46号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明ございますか。

○民生部長 佐藤一夫君

提案説明の折に菊地委員から資料の請求をいただきましたが、議案第47号、48号のところでいただいておりますので、46号につきましては補足説明はなしということでご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長 黒川勝好君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

議案第46号ございませんか。

○委員 戸谷裕治君

すいません。ちょっと簡単にお聞きしますけれども、この条例を制定されるのは、新しく参入される事業所とか、そういうことがこれからあるだろうということで、それで参入しやすくするためとか、そういう意図があってやられる条例ですか。

○民生部長 佐藤一夫君

子ども・子育て支援法ができて、この平成27年度から5年間の計画を、これを今現在策定中でございます。その支援法ができた中で、新しい制度も同時にスタートをするわけでございます。ご提案させていただきました議案第46号の関係につきましても、保育所、幼稚園、それから認定こども園等々、施設に関する基準を定めたものになっておりますが、委員が今おっしゃったとおりですね、今後参入してきたり、あるいはその事業者がですね、事業の変更、拡大等々、そういったことがあった場合に、速やかに町としてその事業の確認をし、事業を進んでいけるようにということで、あらかじめ基準を設けていくというものでございまして、直ちにこれになるということではございません。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員 戸谷裕治君

そうすると、現況だけちょっとお教え願えます。何も変わらないということですね、現況の施設に関しては。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

今のところ、現況のままで来年度いくということになっております。

以上です。

○委員長 黒川勝好君

よろしいですか。

○委員 戸谷裕治君

ありがとうございます。

○委員 高阪康彦君

この46号の最後に、この前誰か聞かれたけれども、最後のほうにこういうわかりやすいようなこのイラスト入りの資料をつけてもらって、こういうね、さっきの話じゃないけれども、心遣いが物すごくありがたいかなという感じする。

ちょっとお聞きしたいのは、今戸谷委員が言ったみたいに、事業を新しく民間の事業が参入できるようになっていくということですよ。これに何も書いていないんだけど、事業といえば当然事業する人は、やっぱり事業ですから利益が出ないかんものだから、例えば

子供を預かる場合にはその費用とか、それに例えばその金額は自由に決められるとか、それが補助金が幾らかとか、そういうことは一言も書いていないんだけど、そういうのは全く……。参入するに必要なには、僕らもまた、何か仕事をやらないかんか。これ参入しようかなと思って考えるじゃない。そのときにそういうものがないと、じゃ僕、ちょっと土地があるで、子供のあれでもやろうかなという、5人以下でもやろうかなとかさ、考えたときに、そういうものはやっぱり何、当然庁へ行って聞けばわかることなんだけど、この条例の中には全然そういうことは書いていないんだけど、例えば金額、所得に応じてこれだけとか、今のような保育園と同じ形態で補助出すとか、だからサービスによっては保育園が自由に扱っている保育料を勝手に決められるとかと、そういうことが何か読んどってないんだけど、そういうものはどうなんですかね。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

今回、その46号関係でいきますと、幼稚園、それから公立の保育園、それと認定こども園それぞれがありますが、国のほうから公定価格という、今で言う保育単価みたいなのが示されるんですけども、ただ仮のほうなので、最終決定がとりあえずは27年度についてはことしじゅうに、本年末ぐらいに国のほうから公定価格というものが出てくるわけですね。この資料のナンバー1のA3刷りのほう、幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育と書いてありますが、まず幼稚園についても公定価格がベースになります。保育料については、今度は市町村が決めます。その差額が補助金として出てくるような格好になるわけなんですけど、保育所については今現在私立の保育所、はばたき保育園がございますが、そちらの出方は今と同じ委託料で町が払うというような感じになっています。

ですので、私立の幼稚園というのは、今回27年度、この新制度でのとってやる場合にはその挙手をしなくて、今の教育委員会のほうから就園奨励費とかいろいろな補助金がありますが、そちらのほうを受けますよと、今の形態のままですよという、来年度については手を挙げるわけですね。うちのほうは、来年度は引き続き今の状態でいきますよ。そうでないと、そうじゃない施設給付型というのが新しい制度で設けられたものなんですけれども、それが市町村の決めた保育料と国が決めた公定価格との差については一応補助金というような形でおりにくるんですけども、それを各幼稚園さんについては、公定価格が仮で出たときに計算をされ、それぞれ町で私立といいますとはばたき、蟹江、それと須成東がそれぞれ計算をした上で、まだ赤字になるというような結果がどうも出たらしくて、引き続き今の補助金のままでやりますというような形で、まだその条例、保育料については今後その公定価格がはっきりしたところ辺で私どもも精査をしなければならぬ部分ではありますが、この今回の条例についてはそういったことはまだ形態だけで、そういった補助金の仕組みというのはまだ示されてはおりません。ざっとそういった概略でしか示されてはおりませんので、これをもとに今幼稚園のほうは検討しているというところでございます。

○委員 高阪康彦君

国の補助とその差をその補助金を出すというのは理解できるんですが、今保育園でも所得でね、すごい安くなるから、こういう今のその所得に応じて保育料が決まるという今の保育のようなやり方、それはやっぱり民間でも、民間でそういうことをやってもそれは適用されるか、されないか、それちょっとお聞きしたいの。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

今回、保育料については、市町村が決めた保育料がまず幼稚園についてもその金額で、市町村が決めた保育料で取っていただくと。それで、あとは公定価格との差をとというような感じになりますので、保険料については幼稚園なんかですと、まずは町が決めた保育料がベースになって、あとその上乗せ分というのは幼稚園独自で上乗せをしてというような部分はあると思うんですけども、幼稚園でいきますと入園費とかいうのがありますね、入学金みたいな。ああいうのは平年で月ベースでならして計算をしてというような形になるので、まだそこら辺は今のところその辺ぐらいしかわかってはおりません。

○委員 高阪康彦君

ちょっとクリアじゃないんだけど、要するに、今保育園所得によって値段違うがね。例えば、最高のは2万円払うとか、極端なことを言えばゼロの人もあるがね。そういうことが、民間でもそれは適用されるかということをお聞きしておるんです。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

ですので、町がそういった今度市町村民税の所得割額で保育料を取ります。それをそのまま幼稚園のほうも適用をかけますので、一緒のような状況になります。

○委員 高阪康彦君

わかりました。

○委員 山田新太郎君

そうすると、今の私立の幼稚園は一律でたしか取っているわね。それが、現在の保育園、つまり蟹江町の保育園と同じように所得別になっていくということですか。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

幼稚園はですね、まず27年度は手を挙げなくて、施設給付型の幼稚園を選んだ場合には町のそういった保育料がベースとなります。ただ、教育委員会からその補助金をもらっているという今までどおりの運営で27年はやりますというふうに言えば、そういったことと来年度はその保育料が変わるということはありません。形態は変わりません。ですので、施設型給付費というのは新たにできたものなので、その選択は今幼稚園に来ているわけなんです。来年度以降、その施設型給付費をもらうのかどうか、それとも今までどおりの幼稚園経営をやっていくのかというのは、この間うち来て、たまたま蟹江町の幼稚園については今までどおり教育委員会のほうから補助金をもらって運営をしていきますというようなことで手

を挙げられたので、幼稚園の保育料については今までどおりの算式の仕方で行きます。

○委員 山田新太郎君

施設型になった場合は、要するに収入別になっていくんですか。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

はい。

○委員 山田新太郎君

わかりました。

○委員 戸谷裕治君

僕の理解としては、例えば名古屋市内にね、ちょっと特殊な幼稚園とかそういうのあるじゃないですか。そうすると、そういうところは、例えば月のあれを10万円取っているとかさ、だから自分のところでできますよと。だから、手を挙げなくてもいいんだわね。今までどおりで、蟹江の場合は皆さんが今の給付金が欲しいから手挙げましたよということだよ。そういう差別の問題なわけですよ。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

はい。

○委員 戸谷裕治君

結構です。すいません。

○委員長 黒川勝好君

よろしいですか。

○委員 山田新太郎君

幼稚園、今まで3歳から5歳預かっていたんですが、保育所もゼロ歳から5歳、つまり3歳から5歳は預かっているんですね。私が聞く限りでは、幼稚園はこういう小学校以降の教育の基礎というのがあって、保育園のほうにはそれがないというふうに聞いておるんですが、じゃまずそれでいいですね。幼稚園は、つまり楽器なんかを教えとるわけだ、幼稚園はね。保育所は、余りそれタッチしていなかったでしょう。

(「多少は……」の声あり)

公には、やっているかどうかして……それとどうなの。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

幼稚園については学校教育部の関係になりますので、そういった楽器、学校へ上がった場合のそういったものをやると思うんですけども、保育園のほうについては厚生労働が所管になりまして保育を行う。その一環として楽器演奏、その幼稚園さんがやられている何とか教室とかいうのは保育園ではやられませんけれども、多少なりとも、当然発表会等がありますので、それはやっております。

○委員 山田新太郎君

それで、前にもその話を聞いたことがあって今の話しとるんですけども、このようになってくると、要するに保育園のほうも、要するにあいうえおを教えてくれとかね、楽器やってくれという要望があったと思うんですね。そういうふうに移行していくんですか。つまり、幼稚園と保育園の差がほとんどなくなっていくというふうに理解していいですかね。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

保育園のほうにはあくまでも保育指針というのがありますので、それにのっとってやっていくということになるので、それはそのまま教育のほうに傾くということはないと思います。あくまでも保育の保育指針にのっとって保育所は運営されていくと。将来的には寄っていくかもわかりませんが。

○委員長 黒川勝好君

よろしいですか。

○委員 菊地 久君

今回のですね、この改正の大きな目玉はですね、いろいろ書いてありますけれども、1つは認定こども園ですね。先ほど山田委員から話あったように、幼稚園は学校教育法に基づいて教育をね、3歳以上の教えることができるようになっておるんですね。保育園というのはあくまでも保育に欠けるお子さん方を預かろうと。預かりみたいなものですが、それで今言ったような、幼稚園行く子、保育園行く子、だったら子供みんな一緒じゃないかと。だから、今言うような一緒にできるような認定こども園というね、勉強もするわ、あれをするわという子供の面倒を見れるようなものというの大きな狙いで出てるわけですが、現状を踏まえて、例えば町はこういう形で出してきたものですから、条例もできて、来年の4月からそれに当てはまるところは補助金やら指導やら、こういう条件さえとれば認可をしていくということですが、これの捉え方についてね、初めてですので、条例が4月からですが、その間の準備期間として周知徹底ができるのか、どのような学習会をやるのか、協議会をつくるのかわかりませんが、対応についてね、従来の保育園はそのままだよ。幼稚園もそのままだよ。運営はそのままおやりですが、それにミックスしたような新たな制度について、本当にそういうものが蟹江町の中で民間でね、誰かがやってくれそうな雰囲気があるんだろうかと。この地域ではどうなんだろうかというような質問もあるしね、どういように今捉えておみえですか。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

認定こども園については、来年度について、どうしても民間の幼稚園が対象にはなってくるとは思います、園の経営のほうも考えなければならぬ部分があるので、今のところ認定

こども園をやってゼロから、ゼロ、1、2歳児を受け入れて認定こども園として私立の幼稚園が来年度以降、来年度についてですが、やるということになると、経営的にまだ赤字というか、今のままの幼稚園の補助金をもらっていたほうが園にとってはまだそのほうが黒字だということになっておりますので、27年度については認定こども園に手を挙げる蟹江の幼稚園はございません。

ただ、毎年、毎年どうします、どうしますというのは国から希望は来ますので、その都度その公定価格も多分、今新聞紙上では、認定こども園をやったら赤になるので変換したいという動きがあります。ですので、それは公定価格はちょっと低目に設定をされているので、定員が多いところで入所人員が多いところは認定こども園に移ると経営が赤字になるというようなことが出ていますので、それを踏まえて多分来年度以降国のほうもそのベースとなる公定価格を見直して何とか、国はとにかく認定こども園を普及させたいというのはありますけれども、今のところは蟹江町についてはそういった経営の観点からいけば、認定こども園をやるというところは27年度についてはありません。

○民生部長 佐藤一夫君

すみません。ただいまのご質問でございますが、委員がおっしゃいましたように、認定こども園の制度は平成18年から、もう何年も前からあるわけでございます。今回この制度改正によりまして、認定こども園のほうをもっと普及しようというところで制度が変わる部分がございます。ただ、今、次長が申し上げましたとおり、各町内の既存の幼稚園に限ってでございますが、この制度がどう変わるかというところについてはいろいろ勉強、研究はされておるようでございます。その中で、平成27年度スタート時にはまず移行することは考えないというようなことで返事をお聞きしとるところでございますが、今後ですね、私どもの新たな情報等ございました場合にはこちらのほうにも提供をしながら、町内で公立の保育所、私立の幼稚園関係なくしてですね、子供さん方の支援のためにですね、一緒にやっていきたいというところで、申し上げたとおりの情報提供等はさせていただきたいということを考えておるところでございます。

○委員 菊地 久君

こういうのはいいのかわかりませんが、国がですね、幼保一体化というね、大きな方針を挙げて出てきておるわけですね。幼稚園は幼稚園、保育園は保育園でなしに、子供おぎゃーと生まれたゼロ歳から小学校へ行くまでの間をね、どのような形で面倒が見れるんだろうかと。これ大きな政治的な課題になってきとるわけです。現実には、今おっしゃったように、幼稚園と一緒に保育園もやろうとしたときには、今の試算やられるとどうも赤字でやっていけんで損だと、こんなことはということで、普及はしていないわけですね。方針はよくても実施がない。

ところが、先ほど山田委員から話があったように、要望としてね、幼稚園はある一定の教

育を受けられる機関だからといって、そういう家庭の人たちがもう小学校へ行く前からいろいろな勉強をそこからやっとするわけ。ところが、保育園へ行っとする人は、家庭の中で働き回ったり大変なことがあるで、何しろ預けてもらいたいと、子供を預かっと思ってもらえというのが保育園なんですよね。そうすると、保育園へ行っとなった子と幼稚園へ行っとなった子が小学校になったときに、いろいろな学業の差がね、出てきちゃう。小学校、もう3歳や4歳から英語を教えとる、幼稚園でね。そういうふうに幼児教育というのはどんどんやっとする、幼稚園の中でね。保育園のほうは、家庭の事情でただ母ちゃんが働き行かないかんし、家庭の事情でまず何でもいいから預かってちょうだいということで、預かって戻ってきても塾へ、幼稚園へ行っとする家庭的な問題もありますが、塾へそれから行ったりね、いろいろな学校へ上がる前に物すごい差がついちゃうと、子供の。

だから、できる限りこういう制度をうまく、本当にできるのかどうかわかりませんが、方向としては確かに子供はおぎゃーと生まれたときから学校へ上がるまで同一の立場で面倒を見たり教育したりというレベルも一緒にしたほうがいいというような、これは理想なんですわ。だから、そういう理想に沿ってね、町の現実はわかりません。町の保育園は町の保育園だから、保育園だけはやったらええしね、幼稚園は町にないんですよ。私立が3つありますよね。それはそれぞれやる。保育園も私立は1つありますよね。だから、町はいつまでも保育所だよと。保育所だけでという考え方でずっと進んでいいのかどうか。その辺の研究課題のね、これ条例ができてね、受け入れを言うときにですよ、今と従来型で保育行政をやっするとおくれていっちゃうんだ、大変。子供も少子化になっちゃってね、本当に全体的に人口が減って行って、また家庭のいろいろな事情になっておりますので、町は福祉の蟹江町という形で、おぎゃーと生まれた赤ちゃんからね、小学校へ行くまでは面倒見れると。同じ同一でできんかという方針だけはね、きちんと定めておかないと、現状はこうだから、現状はこうだからということではいけないと思うものですから。県もこれから強く言ってくると思いますよ、行政、国から言われてますからね、県も言う。そのときに、対応がね、町の対応と職員の皆さん方がそんな対応をしるとおくれていっちゃうから、悪いところは悪い。財政的な問題こういうものをクリアできるならできる、こういうふうに問題があるということを発信をしてもらいたい。この正直言ってまだ緒についたばかりでございますけれども、認定こども園の名前はこれいいのかどうかわかりませんし、幼稚園あり、保育園あり、また今度から地域型保育だとかね、小規模のね、保育だと、いろいろなものがあるわけよ。それを全体を網羅をして、指導的な立場になって問題の解決や方針をつくり上げてもらいたい。

きょうは条例改正だけでございますのでね、条例改正していかなくても何もできませんので、条例改正はこういうことだよと。それについて、問題はこういうところがあるんだよということを認識を深めておかないといけないと思ひましてね、ぜひ従来の形の答弁や形のこ

とではいけないよと。資料をこうやってね、出されたように、これ1、2、立派な、これ見ればわかるんですよ。だから、よう文書を見るとわかっただけけれども、実務が伴っていないかんものですから、その辺のところのこれからの課題、覚悟、政治的なね、格好はどういうように今ここで捉えてこれを提案してきとるのか、今後はどうやろうとしとるのか、その辺のところはちょっと今だとわかりづらいものですから、民生部長だけではいけなければ、町長のほうからね、考え方を披瀝をしていただきたい。これだけ重要な課題でございますので、できたら町長にお願いします。

○町長 横江淳一君

それでは、議案第46号、47号、48号、いずれも重要な関係がございます。いずれにいたしましても、子ども・子育て支援法が成立をいたしまして、4月からいよいよ実施ということであります。今、菊地委員、そして山田委員、それから他の委員からもご指摘いただきましたが、蟹江町の体制はどうなんだということであります。実際ですね、今回保育士の採用をするに当たりまして、我々幹部、町を含めてですね、そのことも実は話し合いをさせていただきました。蟹江町、待機児童ゼロだからいいんだということではなくてですね、実態として、例えばゼロ、1、2歳が今どういう状況にあるのか、3歳から5歳が今どういう状況になって保育所、そして幼稚園に行っているのかという実態をしっかりと調べろということから始まりまして、今回の保育士の採用人数の決定を実はさせていただいております。

1つ例をとりますと、南保育所、これは町立の保育園であります。幼保一貫教育のやつはちょっと置いておきまして、保育所で、蟹江町はできれば保育行政の中で蟹江っ子はどうしても蟹江で育てたいんだという私の考え方の中で、待機児童をまず最低限なくしようという施策の中でやっております。皆様方にお認めいただきまして、120人のキャパシティから200人のキャパをつけたにもかかわらずですね、実を言いますともういっぱい、60人、70人のあきがあるにもかかわらず保育ができない。ゼロ、1、2歳が受けられない。菊地委員からご指摘いただきました、本来はそこに入りたいんだけど、ほかのところに行ってもらえませんか。いや、あいとるじゃないか、部屋は。違うんです。やっぱりそれが保育士としてのゼロ、1、2歳に当たる数の関係もございまして、それについて、じゃ保育士をふやすのか、期限付きの保育士をふやしてそれに当たるのかという考え方もしっかりと定めた上でこれから前へ進めてまいりたいと思います。

過日行われました子ども・子育て支援法の支援施策を我々はつくらなければいけません。今その協議会をスタートさせていただいておりますが、そこで3つの私立幼稚園の先生方にいろいろなご意見を賜りました。今回の幼保一貫教育の話もさせていただきましてる説明したとおりでありまして、来年度は認定こども園の申請は多分されないんじゃないかと。それよりも何よりも、この後の47号、48号に起因する学童保育、そのものについて我々のほうでやらせていただけないかという、そういうプレゼンも実はいただいております。

て、今回この46号だけをということではなくて、47号、48号にも十分関係をいたします。町といたしましては、とにかく待機児童を出さない。それから、ゼロ、1、2歳をしっかりとカバーする。そして、そこで一番心配するのは、全てが参入をしてしまって、小さなキャパシティの中でゼロ、1、2歳の取り合いになってしまう。これは、厚労省、それから文科省の管轄が飛んでしまってゼロ、1、2歳の取り合いになってしまうんじゃないかと。先ほど来の話で、保育料の問題、補助金の問題、当然民間でありますので、利益を上げなければいけないということになりますと、それが優先されてしまって大変危惧をするということをこの前もお話をさせていただきました。

以上、るるちょっと長くなりましたが、蟹江町といたしましてはしっかりと教育の根幹を教育長とも話をしながらしっかり前へ進めていく上で、まずゼロ、1、2歳の解消、そして認定こども園との共存がどのようにできるかということもしっかり考えて前へ進めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長 黒川勝好君

よろしいですか。

○副町長 河瀬広幸君

いろいろご議論ありがとうございました。先ほど言ひました、その要するに認可の幼稚園がなぜ今できないかという話の中で少しわかりづらかったと思ひますので、再度説明を申し上げておきます。

現行制度は、認定こども園の場合は幼稚園と保育所の両方の機能を持っていますので、その手の補助金をもらっておるわけです。その制度は、新しい制度になると一体化されますので、その一体化されるために、政府が5月末に補助金の基準金額、これ公定価格を出しているわけですね。例えば、認定こども園になろうとすると、一定の基準額をここで示しました。それで試算をすると、園児数の多い園ほど1人当たりの補助金が減る体系になっちゃったもので、基本的にその私立の経営が難しいという判断が下されたわけであります。政府の試算としては、1兆円の追加財源、これ消費税の10%、このうち7,000億円しか使っていませんので、公定価格の割合が少し低目にセットされたんじゃないかなというのがありまして、それも政府から情報をつかんでおりまして、じゃ実際にその公定価格をどこまで持っていけば認定こども園の地域の声がたくさん拾えるのかということは今やっておりますので、最終的にはその辺のことを視野に入れつつ、町のほうも私立幼稚園も含めて話し合ひしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解賜りたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長 黒川勝好君

他にございますか。

○委員 戸谷裕治君

僕が考えますこの制度ができたそもそもの理由というのは、都会でね、そういう保育とかの施設がないと、そういうのから始まってこういうことが起こってきていると思うんですよ、ゼロ歳児と1、2歳とを預かる施設が不足しちゃったということから。それと、今友達が偶然にも日進のほうで認定こども園を始めるということでね、動いておまして、来年から始めるということで、そういうものを聞いていますと、費用を聞きましても、私立ですからそこそこの高い費用で、そのかわりさつき菊地委員がおっしゃった幼保、そういう形で、教育とね、そういうのを両方でやられるということで、3歳以降英語も教えるというようなことで、そういう認定こども園を立ち上げるということでやっていますね。そうしますと、その周辺からね、認定ですから、周辺から入ってこられるんですよ、結構人が。募集したところ3倍から4倍の募集があつて、すぐに。

そんなことでね、民間企業が本当にこういう形態のものをやりたいといって、本当に蟹江町でやりたいという企業が出てきたらいいんだけど、なかなか出てこないのがこの辺の現実ですわな。やっぱり費用面で、名古屋とかああいうところでやりますとね、そういう高所得者の方がみえて、そこに預けるとかそういうことがありますのでね、企業として成り立つかもしれないけれども、地方ではやっぱりこれぐらいの額しか払えないという保育とかね、限られてくるもので。そういうぐあいに僕は捉えていますけれども、そういう形で参入しやすくしている法律から条例になっていると思っております。こういう理解でいいんですか、民間業者が。

○民生部長 佐藤一夫君

ただいまおっしゃったとおりだと考えております。先ほど申し上げましたとおり、平成18年に制度ができてからですね、実際蟹江町内でも私立の幼稚園からはどうなんだろうという話は何度かございました。でも、実際には踏み切れなかったという実情がございました。そういうところで、今後、来年度ではないと思しますので、もう少し先になるかもわかりませんが、将来を見据えた上で参入してくる可能性というのはございますし、それから保育所と、それから私立の幼稚園の違う部分をどう合わせていくといいかというところで認定こども園の形態が多少変わったということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員 戸谷裕治君

去年からことしにかけて、新聞紙上でずっとこういう話はね、ニュースとして並べていますよね、ずっと。

以上です。

○委員 山田新太郎君

学童保育のほうで、1年生から3年生だったのが6年生まで……

(発言する声あり)

○委員長 黒川勝好君

他にございませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第47号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 佐藤一夫君

ご請求いただきました資料を提出させていただいておりますので、担当課長から説明をさせていただきますと思います。よろしくお願いたします。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

それでは、議案第47号の資料について、簡単にご説明させていただきます。

菊地委員のほうからるる保育所の現状等について、問題点、現状、それとあと対応ということで、それのご質問をいただきまして、質問にのっって請求資料をつけさせていただいております。

まず、現状でございますが、入所児童数についてということで、昨年、25年度の乳児、ゼロから2歳、ゼロ、1、2歳の入所状況については、25年4月当初は162人でしたが、これが年度の終わる26年3月については185人になり、非常にゼロ、1、2歳については年度途中の入所者がたくさんおります。この年度途中については、毎年11月の次年度入所申し込み時には1年間の入所予定人員を把握をしておりますが、どうしても1年間転入や家庭の事情により増減がありますので、その辺がちょっと不明であるということでございます。

2番として、延長保育。今現在、通常保育時間午前8時から5時までが通常の保育園、こちらは今2園、舟入保育所と須成保育所で実施をしておりますが、残りははばたき保育園を含む5園が早朝7時30分から夜の7時まで、以降早朝、延長をしている実態でございます。26年8月1日現在では、入所児童614人の児童のうち222人が延長保育を利用をしております。内訳としては、蟹江保育所が60名、南保育所が64名、西保育所が50名、新蟹江北保育所が34名、はばたき保育園が14名になっております。現在のところ、その早朝、延長の保育時間をさらに長くというような要望のほうは聞いてはございません。それと、延長時間が短いとい

うことで、やむなく仕事をやめたり就労ができないということのお話も聞いてはございません。

次に、3番、待機児童についてでございますが、今現在蟹江町においては待機児童には児童はおりませんが、子供が保育園に入所できたら就職したいわというような要望から考えますと潜在的なものはあるかも知れませんが、今現在待機児童はいないと考えてはおりません。

次に、今回新しく条例の中に入っております地域型保育事業でございますが、来年4月から始まる新たな事業として家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅型保育の参入の相談や問い合わせ等も、今のところ蟹江町のほうには問い合わせ等はございません。

次に、問題点としまして、その途中入所のところを捉えますと、どうしても離婚等家庭の事情が途中変わる場合がございます。その場合について、今まで家庭で見ていた方がどうしてもそういった事情によって保育所、特にゼロ、1、2歳であります、どうしても入れていただきたいというようなご要望はございますが、そういった場合、難しい場合がありますが、むげに今満杯というようなご説明は差し上げずに、何とか生活をしていかなければならないので、十分事情をお聞きして、入所できる方向で保育所と調整を行っております。あと、兄弟姉妹の同時入所の場合については、第1希望の保育所に入所できない部分がありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

3番、対応としましては、広域保育というものがございまして、広域保育の制度を利用して蟹江町外の保育所に入所できる場合もあります。今現在、9月1日現在4市18人の方が蟹江町外他市町村のほうの保育所に通ってございます。ただ、各市町村の保育所のあき状況によっては入所できない場合もありますので、ご了承をいただきたいと思います。先ほど途中入所については、事情があった場合については、生活という部分がありますので、なるべく入所できるように保育所と調整を行っております。

以上、資料の説明でございます。

○委員長 黒川勝好君

それでは、補足説明が終わりました。

質疑ございますか。

○委員 戸谷裕治君

こちらの今出していただいた資料のほうでちょっと気になった分のこの延長保育についてというところで、町のほうにはこういう今のところ早朝や延長の保育時間をさらに長くというようなのは聞いておりませんということになっておりますけれども、現場ですとやっぱり、お母さんがお迎えに来られない部分を無理をしておばあさんが来たり、いろいろなことをしている部分があるもので、あんまりこういう紋切り型で聞いていませんとかさ。たまたま町のほうでは聞いていないけれども、現場では結構要望はありますよ。もう少し長くという

ようなことは聞きますけれどもね。余り町のほうでは直接言いに行くのも、自分でやってくれとかいうことになるんじゃないかなと遠慮されている方もあるもので、もうご家族がおられる分はそういうことで我慢をされるということが往々にしてあるもので、もうちょっと文書でも考えて出されたほうでいいと思いますね。何か現場がそういう姿が結構ありますということでやっていただきたいなということが、できたらやっぱり5時とかさ、そういう時間帯で終わっちゃうようなことだったらやっぱり難しいものね。南保育園は今7時半か。

(「7時」の声あり)

7時か。それぐらいまで延期はされていますけれども、私立のほうはさ、なかなか延長も早くちょっと迎えに来てほしいな感覚のムードを出されるもので、保育士さんのほうがさ、全体的にね、園としての。1対1でやるんだったら人件費の問題とか出てくるだろうし、時間が過ぎてくると。だから、そういういろいろな問題は多少あると思いますので。

それと、もう一つはね、この条例に対してもう一つ気になったのは、去年、ことですか、ベビーシッターの問題で殺しちゃったのがさ、虐待して。そういう方を登録制にして、ちゃんと例えばこの間の事件のようなことがないような何かができるのか。ベビーシッターが東京でやったやつは、間に人が入って預かったのがこの人だったとかさ、いろいろややこしいことがあったもので、そういうこともこういうので取り締まれるようにできるのかどうか、ちょっとお聞きしたいな。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

少人数の定員ということになりますので、地域型保育の家庭的保育、いわゆる保育ママと言われる部分になると思います。こちらについて、今回その認可を町のほうがやりますので、ある程度そういった精査をして、あんな悲しい事件が起きるようなことはないと考えております。今のところそういった要望等はこちらには来ておりませんが、そのあったら困りますので、そのために今回家庭的の今回のこの条例を定めております。

以上でございます。

○委員長 黒川勝好君

よろしいですね。

○委員 水野智見君

今の戸谷委員の質問に対するつけ足しのような形、補足にもなりますけれども、この町からもらったアンケートの中にも、保育延長に関しては、保育所に延長保育を申請したんだけど、さんざん嫌味を言われたとか、保育園、学童などの時間を延ばしてほしいという答えもありますので、直接、先ほど戸谷さん言われたように、行政の窓口には延長の要望等はなかったのかもしれないんですけども、アンケートのほうではありますので、その辺も今後もう少し考慮してもらいたいと思います。

○委員長 黒川勝好君

他にございますか。

○町長 横江淳一君

私もこれ文書につきましてはご指摘をいただきまして、大変ちょっと表記の仕方がまずかったのかなというふうに考えてございます。このことにつきましては、私もいろいろなところから答えは聞いております。今回、それぞれ事情がございまして、菊地委員もよく言われるんですが、本当に深夜まで預かっているところは非認可の託児所というのはたくさんあるわけでありまして、それをどうするかということについてはちょっと別な話になりますが、町といたしましても、先ほどの答弁の中でさせていただきまして、とりあえず、せっかく200人のキャパをつくった南保育所が十分機能していないという大変申しわけない状況になっていたというようなことにつきましては即座に改革をさせていただき、皆さんがまずはキャパいっぱい使えるような、そんな施設をつくっていききたい。そんな中で、延長保育の箇所もですね、1年、1年ふやしてきたつもりでございまして、もう少しこのことにつきましても来年の4月に向けて、時間の関係、そして延長保育の場所ももうあと2カ所しか残っておりませんが、ニーズがあればしっかりと今後変えてやっていききたいというふうに考えてございますので、十分考慮させていただきたいというふうに考えております。よろしく願います。

○委員 菊地 久君

この資料ですけれどもね、紋切り型に書いてあるんですが、現実にはね、だれがどう把握しているかわかりませんが、こんな現実と違うのね。例えば、7時まで延長をお願いしとっておくれて来る場合もあってね、そのときには職員がね、7時だけれども、黙って30分も待ってあげたりね、いろいろな苦勞もしとることも事実なんだ、延長ね。そのたびに、できたらもっと延長でね、9時までどうでしょうか。朝も7時とか7時半に行っていますけれども、6時からどうでしょうか。こういう声はあるわけ、今までにいっぱいある。あるけれども、諦めなの。諦めとるだけ。

だから、そういう始発から終電車まで見るためにはどうしたらいいかという体制をね、つくらないかんですよ。南の保育園、こちらの保育園、近鉄駅の近くですのでね、非常に要望は強いと思う。そして、そこへ入りたいけれども、満杯だからだめだ言ってね、よそへ回されちゃう。舟入ならどうですか。舟入だったら遠いでね、通勤から逆になっちゃうだよとかね、そういう相談窓口におる人たちはいっぱいね、苦勞して、文書化してきていないだけだと思う。やっぱり、日報なり1日のね、そういうことを書きだしたものをね、やっぱりよく精査をしてもらって、それにどう対処したらいいかというね、前向きな考え方を披歴をしていかないと、これを見とるだけだと、本当にようやととるな、そうか、そうか、ええか、ええかでこれ文章で終わっちゃうわけ。

そうではなしに、今あるようにですね、例えば地域型保育今後どうするの。そういう中で、

資料でもあるんですが、4つのタイプですね、家庭的な保育、これはね、要望だったので、今までね。家庭的な小さな小規模でいいけれども、どこかで、アパートでもマンションでもね、その平米数が満たしておれば、それから病院などもあれば、本当に近くで、ポストの数ほど保育園をつくれと言った時代があったわけ。充足するためには、穴場をですね、何とか充足できないだろうかということが今度の家庭的な保育ということですし、それから小規模保育というやつがあるんですね。それから、もう一つは居宅訪問型保育というやつがね、これも新しいやつでね、例えば障害者の親子で面倒を見る場合でも、これもいいんじゃないかと。一応保育所としてね、認定をされるようなシステムになつとるわけ、これからのやつがね。そういうことはどうなのかとか、それから事業所は積極的にこれからね、パートの人だとか働く人たちを確保するために、事業所で保育園を堂々とね、大々的にやってもいいよというような動きですね。それは、企業へ働きかけますとね。企業の中でもこれからやりやすくなるんですよ。そういう時代の流れを的確にね、把握をして、これから検討しますと。勉強会をやりながらということですが、全部の市町村が今この問題を取り組んでね、いつ誰ができるか。なら、悪く言えば放っておいてね、できたの様子を見ながらね、やれば失敗がないとかいうことになっちゃうもので、蟹江は遅いよと。一番名古屋市のすぐ隣のね、勤労者が多いところで要望が一番強いと思うんですよ。

だから、私はこの条例改正に当たって、それは国から来たやつを横並びに書いてね、条例を書いとるだけだものですから、心が入っていないの。気持ちが入っていないの。現実を捉えておれば、これはいいものができる。これは何とかすることによって、現状を少しでも解消できるのかなと。夜中の深夜のあれもあるんですよ。これは、無認可でやるところもある、お友達同士というやり方ね。事故があったとき誰が責任とるとか、いろいろなことがしょっちゅう出ますけれども、いずれにしても要望はあるということだけは、実態だけはもっと捉えていただきたい。きょうの条例改正については何も、異存も何もないですよ。結構ですよと。しかし、条例改正して、条例できてきようならではいかんということ。条例を出した本旨、それをきちんと整理をして、心がなければあかんの。この条例を出すときの心を持って、それにどうするのかというね、大事なこのことなんですよ。

だから、もう少しね、私はまだ緒についたばかりですので、そういう私も偉そうなことを言っておりますが、これからがお互いがね、勉強し合って、できるものはやっつけていこうと。今まで無認可の何社でやったとか、名古屋市にもいっぱいあるです。相手もあるの。事故起きてから問題になるんですよ。あれ蟹江でも本当に友達同士でどうだとかね、しかしそれは認められとらんで、あと事故あったら困るとかね。でも、これからこういう条例を改正して、法律なので守られつつ拡大をしていくというためには、実態をもう少し掌握というかね、働いとる保母さんとかね、受付の人たちが相談に来たりと、もう少し日報がでもあると思うんですよ。それよくもう少し精査をしてもらいたい。我々来ますよ。ここへ来たいと言った

ら、保育園へ。そうしたら、あんた悪いけれども、舟入あいとるで舟入行ってちよとかね。こっちじゃいかんで西はどうだとかね、そういうこともある。西だったら行けえせんで困ったなとかね、そんなこと実態がありますよ。我々でそういう相談を受けるものね。だから、ぜひそういう問題についてもう少しオープンにして、こういうことあった、ああいうことあった、これは困ったなと、これどうしようというね、そういうことをまとめ上げていってもらわないと、本当に条例をね、信頼しただけで、ああ、そうかと終わっちゃいますよ。

だから、ぜひ来年の4月に向かって、それぞれの担当者だけではなくに、全体的にもう一遍ゼロに戻ってね、保育に欠ける児童だとかね、そうした本当にあるのか、ないのかと、家庭的に困るとる人はないのかという、掘り出すぐらいのね、気持ちを持ってもらいたいと思いますので、苦言を申し上げるようでございますが、そんなに単純じゃない。大変なことですわ。子育てというのは大変な時代ですよ。ということでね、私は別にこの条例改正について反対ではありませんので、ぜひ新しい流れがあることをしっかりと勉強して、皆さんにできるような方法でね、やっていってもらえればありがたいと、そういうふうに思います。

○委員 戸谷裕治君

この46、47の議案で、民間から何も今のところアクション1件もないですか。

(「ないって書いてある」の声あり)

ないですか。ちらっと聞いている話があったけれども、ない、まだ。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

今のところはございません。

○委員 戸谷裕治君

本当ですか。はい。

○委員 水野智見君

すいません。ちょっと確認なんですけれども、事業、施設の面積の関係の、設備基準の面積の関係なんですけれども、この町のほうのやつは県の独自基準というふうのあれで出ていると思うんですけれども、府省令の新基準ですと、乳児室のところに1人につき1.65平米というふうに私がちょっと調べた資料には書いてあるんですけれども、それはあくまでも蟹江町が県の独自基準に従ってやっていくという考え方でいいですか。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

県の指導もございますので、たしか県の基準のほうは面積が国よりも広いんです。ですので、それに沿って県内の市町村は県の指導のもと広めに基準を設定をしていると思います。

○委員長 黒川勝好君

よろしいですか。

他にございますか。ございませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。

他に質疑がないようですので、これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、原案のとおり決定をいたしました。

(発言する声あり)

トイレいいですか、トイレ休憩。

(発言する声あり)

それでは、ちょっと暫時休憩いたします。10時30分に再開します。

(午前10時19分)

○委員長 黒川勝好君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時31分)

○委員長 黒川勝好君

次に、議案第48号「蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおります。補足説明がありましたね。

○民生部長 佐藤一夫君

資料の提出をさせていただいておりますので、担当課長からご説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

それでは、議案第48号の補足説明ということで、資料のほうをご説明させていただきます。放課後児童健全育成事業についてということで、今、蟹江町の行っている現状を、それと問題点、対応ということで説明をさせていただきます。

まず、現状でございますが、学童保育所については、今現在小学校低学年（1年生から3年生）の児童を4小学校区の学童保育で実施をしております。

保育時間でございますが、通常保育は下校から6時まで、ただ延長の要望の多い学童保育所では父母会の自主運営で時間外（早朝及び延長）の保育を行っております。ちなみに、蟹江及び新蟹江学童保育所は午後7時まで、学戸学童保育所については6時半まででございます。

次に、休期の利用についてでございます。休期（春休み、夏休み及び冬休み）の保育時間

については、午前8時半から午後6時までを行っております。この休期についても父母会の自主運営がありまして、早朝は各学童保育所7時半から午前9時半まで、それから延長については蟹江及び新蟹江学童保育所は午後7時まで、学戸学童保育所が午後6時半まででございます。ただ、入所希望の多い学童保育所の休期のみの利用申し込みについては、他の学童保育所に入所していただくことがございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4番のその他としまして、保護者の勤務時間が短い方（終了時間が2時から4時まで）については、平日はご利用いただけない場合がございますので、ご了承をお願ひしたいと思ひます。あと、休期については、他の学童保育所の利用をお願ひすることがございますので、お願ひをします。

次に、2番の問題点でございますが、こちらは利用者増ということで、近年共働き世帯数がふえてございます。それに伴ひまして学童保育所の利用規模がさらに多くなると、なかなか受け入れが難くなる状況が考えられております。

3番の対応ということで、そういったことに対応するために、児童館等の公共施設で余り使用していない部屋を活用して行っていきたいということを検討をしております。

なお、2番の学校の余暇教室の利用についても、教育委員会とともに検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

（「余裕教室だよ」の声あり）

余裕教室です。失礼しました。余裕教室でございます。教育委員会とともに検討を行いたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

以上でございます。

○委員長 黒川勝好君

それでは、質疑に入ります。

○委員 山田新太郎君

当然ですが、これ学童保育に対する非常に要望が強かったわけで、ふえると思ひますね。ただ、この周知をどういうふうにするかだと思ひますね。当然、希望が12月までに出てくれば、当たり前前に部屋の割り当てもしなあかんものですから、だからまずこれを通ったらすぐにですね、当然子供さん、親に知らせたいと、なるべく早くね。それと、当然、今学童保育文科省がやっておられるそうですけれども、その方たちにもこれが終わったらすぐ説明会をして、結論は3月の初めにはもう用意万端整えないかんわけですから、それがやれるようにしてほしい。

だから、すぐこれ決まったら動いてほしいと思ひますね。今まで3学年分が前にもやっていなかったわけで、それに対する要望が非常に強いと思ひますから、これ決まり次第すぐまず学校関係に知らせること、それから学童保育の平日行ってみえる方、それから現実の今の

学童保育の預かってみえる方に対しても早く説明をすること。おくれちゃうと、教室が後で足らなかったということになると思いますので。当然ですが、学校側も余裕を持ってなるべく早く部屋をですね、悪いですけども、前教室で使っておったわけですから、あけようと思えば大分の教室があくと思うんですね。だから、トヨタ生産方式にのっとなって、基本は土地を、場所をあけるのが一番評価が高いんですよ。だから、僕の言いたいのは、過去に教室だったわけで、あけようと思えばそれ全部あけれるはずなんです。それがあけれないなら、学校の教育者の怠慢ですよ。そういうことで、過去に教室として使っていたものはこれに充てるんだというような意気込みを持ってそのように対処していただきたい。

以上です。

(発言する声あり)

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

法律のほうで高学年も、3年生までの低学年というのが外れまして、一応小学校の児童ということになりました。ただ、これは必ずしも6年生まで受け入れなさいという義務的なものではないので、各地域によっていろいろ調整をしながら、年度を追いながら4年生までですとか、そういう形でやっていってもいいわけございまして、必ず来年もこれができるからもう6年生まですぐにとということではございませんので、順次考えながら、ニーズ等も調べながら、私どもの公共施設のあいている部屋等も利用しながら順次やっていきたいと考えております。

以上です。

○委員 山田新太郎君

それでは遅いんです。それはあなたたちの考え。仕事を楽にしたい人の考え。それで、こういうふうになっていたらより多くやるべきでしょう。だから、あなたの考えだったら、ようけ来たら、それじゃやったるわとか違うて。先ほど菊地さんも言われたように、こういう法律ができてきた中で、ほかの市町村に先駆けてやるような意気込みを持ってほしいということ。あなただって、今4年生でとめちゃう、5年生で。そうじゃないよ。6年生までやれる体制をまずつくりなさいと言っとる。それをやった上で、今は募集が4年生までの要望、要するに5年、6年が少ないと。だから、ことしは4年生にさせてくださいとかね、それならわかるよ。あなた4年生前提で今話しとる。そんなことをやっとならだめだよ、親の要望が強いんだから。だから、先ほど言ったようにまず周知徹底して、親、子供にね、アンケートをとればいいじゃないですか。それで、やれるところをどんどんやっていく、そういう意気込みを持ってほしい。

以上。

○委員 菊地 久君

まず、きょう資料で出てまいっておりますこのことではありますが、従来、3年生で4年以

上はだめだよだったのが、兄弟というのがあるんですよね。それで、1年生の子、3年生の子、5年生とかね、兄弟がありますと、兄弟とも一緒のほうがいいよということで、例えば学戸にある学ミンズというのね、みんなが運営してやっておみえになるように、必要性があるんですね。だから、今回のこういうのは放課後の児童を面倒見るということで6年まで、したがって、これからの受け入れ体制の問題があると思うんですよね。

それで、受け入れ体制の中で児童館だとかそういうところを使うということも書いてありますし、学校での空き教室もどうだとかね、いうふうに書いてありますが、それは前から言っておりますように、この学童保育はやっぱり学校でやってもらいたい。1つはね、学校でやったほうがいいじゃないか。名古屋市方式ではありませんけれども、やっぱり放課、学校を一旦家に出て、学校から出て、そしてという形ではなしに、そこの学校の生徒であるものですから、学校の小学校あるところで何とか空き教室があるのか、ないのか。プレハブをなりしてでもやっぱり学校でね、やるのが一番だと私は思うわけ。だから、流れとして、学校でこういうことがやれないだろうか、そういう体制できないのかと。特に、どこがあいとるかよくわかりませんが、基本的には前は学校から出て、ランドセルで家に一遍帰ると。帰ってからその施設へ行くというのは昔そういう原則だったんですよ。でも、それは少しずつ変わってきてね、あるところまで誰々が面倒を見るよということですが、これを契機にね、やっぱり名古屋市方式ではありませんけれども、学校でやれないかと、基本的にそれ第一ね。

それから、3年生ではなしに6年までだものですから、必ずこれはふえる。それから、時間や何かも決められておりますが、学校が終わった時間から3時間だとか、休日のときは8時間が原則というね、ここに書いてありますが、家に帰っても親が働いとって玄関をあけて入れないので、昔はかぎっ子と言われたよね。かぎっ子では寂しいので、親が大体6時に帰ってくる、7時に帰ってくるまでは学校の施設の中で、何をやるかは別ですよ。指導員もついて基準がありますのでね、その先生のご指導によって、体操をやってもいいし、補習授業を一緒にやってあげたりね、そんなようなことをやったらどうでしょうかと。

やり方はいっぱいありますよ。まず第一が、6年生までなったよ。学校ごとに、まずはどうなのと。夜遅くなっちゃうと、帰って迎えに来てもらえんとね、困るものですから、必ずそれは。学戸は近くにまだ学ミンズでやってくれたりしておりますけれども、例えば新蟹江はどうなの。ばらばらですから大変だと思いますよ。須西小学校は、すぐそばにね、児童館があってやりやすいと思いますし、蟹江小学校はじゃどうなのとかね。それで、一遍、現状をしっかりと見ていただいてね、基本方針でございまして、私の要望としては、各学校で1教室ずつ空き教室をなるべく確保していただいて、そこでやっていただけることが一番いいじゃないでしょうかと。子供も少なくなりますしね。でも、兄弟がおったら、3年生の子はおるが、5年はいないね、今は。そういうことなんですよ。だから、やっぱり兄弟、小学校はみんな一緒のところやれんだろうかな。せつかくここまでできてきとるものですから、

これを契機にね、従来型の学童保育からもう一步拡大をして、体制をつくり上げていくということが大事だと思いますが、この今の現状報告を見てどうなのかなと。諦めてしまえば諦められるわけ。でも、そうではなしに、やっぱり必要な子がおるとするならばやれる方向をね、きちっと整理ができないかと思しますので、それについてまずは、これは大事なことでございますので、町長として、この条例改正見て、放課後の児童をどうこれから、学童保育というのが一番言いやすいんですが、学童保育をどう構築していくかと。基本線でございますので、一遍考え方をお聞かせください。

○町長 横江淳一君

それでは、菊地委員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほどもちょっとお話をしましたこの46、47、48号のこの条例については重要な関係がございます。先ほど言いましたように、まず蟹江町が今行っている学童保育の現状をしっかりと分析した上で、今現在、小学校6年生までやれる方向を山田委員のおっしゃるとおりやらないんじゃないなくて、やれる方向を早急に探ってまず前へ進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、もう一つはちょっと分けて考えていただきたいのは、学校の空き教室を使うということも我々の視野にはないわけではございません。ただ、これ数年実はもういろいろ校長先生とのお話、それから教育長との話の中でですね、空き教室ができる可能性のあるところがないわけではございません。ですから、まずそこでですね、できるところからスタートするというまず考え方の中で協議をさせていただきます。

それと、もう一つ、先ほど最後に追加資料を出させていただきましたように、使われていないいわゆる公共施設、特に児童館等々が実はあるという状況の中で、ふれあいプラザでありますけれども、そこを使うという利用方法も考えてございます。特に、一番要求が多いであろう人口密集地域、この学戸地域、そして本町地域については、しっかりそれを考えていかなければいけないなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、この放課後の児童の健全育成事業につきましては蟹江町の子育ての根幹であるといつも言っております。ある意味、保育士の資格を有する人、それからここに書いてあります社会福祉、もう一つ言うと学校教育法にのっとった資格を有する人、これを我々はお願いをし、学童保育に充てていきたいという前向きな姿勢をしっかりとこの条例を機に考えておりますので、また議員各位のお力をいただきたいと思います。

先ほどから申しておりますように、できない理由をつけるんじゃないなくて、できる方向性で前へ進めていきたい。まず、今ある施設をどう使うか、そして今後施設をどうつくるかということにつきましてこれからも考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員 菊地 久君

教育長おみえでございますが、学校の空き教室というのはね、現状として、例えば各小学校で必要だと。空き教室としてあけることはできるんじゃないかと。これならすぐ使えるじゃないかというような現状は一体どうだろうかということが1つ。

それから、もう一つは、まだどこまでやっておるかわかりませんが、本当に家庭的な事情で家に帰れないと。親が何時しか帰ってこないの、働いとるのでね、何とか面倒を見てもらいたいとかね、そういう子供さんが学校の中で先生方で掌握をされるようなものが何かあったかどうか、今までね。この家庭ではこうこうだから、家に帰っちゃかわいそうだと、兄弟もおることだでこうしたほうがいいとかね、そんなようなことを学校として担任とかね、人たちが把握をされておるのかどうかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうかね。

○教育長 石垣武雄君

2点今お話をお聞きしたんですけれども、まずその前の段階で、きょう出された対応というところで、まず児童館等の部屋の活用を考えていきたいことと、もう一つは教育委員会とのその余裕教室の関係ということで、今後私どもも民生部とね、話し合っていきたいなとは思っています。

今の状況でありますけれども、この前6月議会に中村議員からトワイライトの関係で話があって私ちょっと発言したんですけれども、あのときも少しお話をしたんですが、例えば蟹江小を順番にちょっといきますと、今度はね、前は20年度から26年度までお話ししたんですけれども、まず26年度を中心として32年度、今ゼロ歳、1歳まで、そのあたりのちょっと推移を見てみますと、蟹江小ですと今22クラスで666人おります。32年度が701人、ふえるわけですね、蟹江小は。もうちょっと整理しますと、一番いいのは、20年度に24クラスで710人でした。今は22クラスで666人。人数減っていても、35人学級の関係とかいろいろな関係あるものですから、若干2クラス減ったんですけれども、32年度には701人にまた戻ると言ったらおかしいけれども、ふえる感じ。それから、今35人学級が2年生までですけれども、これがわからないんですわね、もうちょっと3年生まで上がってくるかどうか。あと、そのほかのところもやっぱり生活課とかいろいろところで最近活用していますので、完全にそういう部屋をなくして教室の授業だけというのは、ちょっと以前はあったかわかりませんが、最近はそのような活用を考えているものですから、まずはそういう現状です。

舟入につきましては、20年度が90人で6クラス、現在75人で6クラス、32年度80人になります。クラス数は多分6クラスだろうと思っておりますけれども、若干横ばいからちょっと上です。須西小学校が、20年度が12クラスで311人、26年度、今が301人、人数はちょっと減ったんですけれども、クラス数としては13クラス。32年度は373人、ここが一番ちょっとふえるところなんです。それから、新蟹江小学校が、20年度が20クラスの532人、現在26年度が14クラス384人、32年度288人。学戸小、20年度が19クラスで528人、現在が18クラス、1クラス減

っておりますが、502人。32年度509人。

ということを考えますと、35人学級のかかわりもありますが、現在学校の空き教室、これはいろいろな保護者の方のトワイライトの関係もあったかわかりませんが、余裕教室があるかどうかというあたりだったものですから、今まで流れで来たわけです。今後のこういうような数を見ますと、蟹江小、舟入小、須西小、学戸小は、現段階では私は難しいなというふうに思っています。もちろん、ほかのところで、民生部との話し合いでね、どうなっていくかわかりません。今すぐとすると審議会になるわけですが、その審議会ではそのニーズで、例えばそういうようなところを蟹江町版のそういうような放課後子どもプランであるというようにところでスタンスをね、少しこれできないことはないかもしれません。全てそれを学校となってくると、私は難しいかなと。それについては、やはり町の方向というんですか、今子ども・子育ての会議もあって、昨年度アンケートをとりました。それで、今後そういう方向も多分話し合われると思いますので、僕は総合的にね、学校だけじゃなくて、学校ももちろんそうなんですけれども、そういう児童館ですか、そういうあたりのところも考えていきながら蟹江町として進めていけたらなということは思っています。これちょっと最後は私の意見での話だが。

もう一つは、子供を先生が実態を把握しているかどうか。これについては把握をしております。というのは、大体まず大ざっぱに言いますと、高学年はね、ある程度子供帰っていった、それなりに鍵も僕は持っておるんじゃないかな、もしどうしても。低学年の場合ですと、それもね、やっぱり把握しております、特に3年生までは学童保育もありますので、例えば学戸を例にとりますと、今五、六十人は多分学戸へ行っていますね。普通のと看に、例えば1年生か2年生が終わると通学団みたいな形をつくって、それで例えば1年生で30人か40人でグループでずっとあそこティアの向こうへ行きます。そのあたりもわかっていますし、もちろん月曜日などですと一斉下校などがありますね。そういうときは、例えばはい、川西の子、はい、源才の子と、こうやって多分運動場でやるときに、一番ふちっこにはい、学童保育行く子ということで責任者がずっと並ぶんですわ。そして、そこで一斉下校しますので、その子たちが。それは、もう当然学校も把握していますが、担任さんも把握して、ほかの子どもたちも、あの子は学童保育のあれだなということでやっています。学童保育行けば、親さんがね、お迎えになるということ。それから、非常災害の台風とか何かのときには学童保育がありませんので、それはまた連携を密にして、親さんと。そして、聞き取りとか何かをやっているという状況で、細かな子供が物すごく困ってしまったというあたりについては聞いていませんけれども、ただ担任さんに親さんが言われる場合もあるし、隣近所で今そういうこともあるかもしれません。じゃ、一人一人を完璧にというと、ちょっとそれは難しいかもしれません。一般的にそういう、例えば共働きでも今の話で、お母さんが低学年だったら3時に終わるわと、4時に終わるというようにところで大体学校の時間帯に合わせていると

ということが現状だというふうに思っています。

以上です。

○委員長 黒川勝好君

よろしいですか。

○委員 戸谷裕治君

何か変な質問になりますけれども、今、教育長の、例えば単純な話、定時制学校とかだったら、昼間と夜とね、人が違うので使うよね。そういう論理でいくと別に成り立つよね。そうですね。ただ、昼間の人たちが教室を使っているから、その人たちの、小学校の場合ね、その人たち帰った後だから、そこを利用するのは可能だよ、普通は。それは教育法で守られている定時制という意味だからね、そういうことは、同じ教室を違う人が使うというのはね。それを考えると、別に学童で使ったっていいんだよ、普通に理論的に考えたら。これは変な質問だけれども、そういう考えもできるということ。

それと、もう一つね、今場所の拡大とか、先ほど町長がおっしゃったけれども、場所の拡大だけじゃなしに、本当に場所を拡大して人数を確保できましたと。だけれども、やっぱり放課後児童指導員とかね、こういうのが本当に養成できていないとき、これはなかなか成り立たない。そこら辺がちゃんと養成をできて、それでいてやっていけるのかと。一番大事なところだと思うから、極端に人数をふやしてその部分がふえていかないと、場所を拡大するだけでは絶対だめなもので、問題が起こってくる可能性が多いもので。それをまずはとりあえずクリアにさせていただいて、これだけの人数はこれからあるだろうという予測に立って指導員をこれだけを今の教育しましょうということをやっていたかないと、ここに資格とありますから、都道府県知事が行う研修を修了した者とかさ、こういうものがあるもので、ちょっと早目、早目に手打たないと何ともならないということが起こってくるもので。昔でしたらね、近所の親父とかさ、おじいさんが遊んでいたというのも、場所だね。そういう指導をしていて遊んだりだっただけでも園みたいなのでさ、やってこれたけれども、なかなか難しい時代になってきておるもので、そういう指導員の養成というのも拡大を早くお願いして、それからかかっていただきたいということで、要望としてお願いいたします。

それと、先ほどの教育長がおっしゃったね、定時制とかそういう場所なら使えるんじゃないかという考えになるものか、そこら辺一遍考えておいてください。

○委員長 黒川勝好君

どうですか。いいですか。

○教育長 石垣武雄君

今、そういうような定時制になってくると本当に、例えば6時以降とかね、そういうふうになりますので、現在の場合ですと、やっぱり学校というところで、それ定時制でないものですから、私、教育委員会じゃなくてね、これ民生部とのかかわりになっていきます。

それから、私、もしこれが放課後のあれで学校を使うとなってくると、やはり高学年は運動場を使っていたり、いろいろね、授業もあります。低学年が多分そちらのほうのね、空き教室を活用する形でもしなったときに、5時半とか6時までなると思います。そうすると、同じ学校の教室なんだけれども、仕切りがね、つまりセーフティーの関係もありますし、それから私もそういうことを考えていたら、入り口が運動場から行きたいと思いますし、トイレも必要だなと。そういうように、1つの部屋がね、ただの教室を活用するんですけども、そのほかのところとの区分けをね、ちょっと改修しなあかんだろう。そんなことは思っていますし、先ほど菊地委員が言われたように、学校がどうしてもその子供たちが帰るときに途中があれだから、学校の近く、学校の空き教室が一番いいということと言われたんですけども、もちろんそれもそうですけれども、プレハブということもある。津島なんか見えていますと、そういう運動場の横にプレハブみたいのをつくってちょっとということもあります。それもお金がかかるなということも思わんでもありませんが、空き教室も改修するとしたらある程度お金かかる。これも先ほど何か言いましたが、蟹江町の方策としてどういうのがいいんだろうかというのは、今これから私ども一生懸命考えていかなあかんなど。しかも、これは教育委員会だけじゃなくて、民生部の方との打ち合わせもしながら蟹江町としてどういう方向ということを模索しながら考えていきたいなとは思っています。

○委員 戸谷裕治君

さっきのちょっと心情的な話になりますけれども、学童保育で例えば並んで生徒を分けていくんですよ。蟹江小学校目の前だから、そういうことがよく目につくもので、子供たちのことを考えるとね、本来その子供たちは心の中では言わないけれども、親のために我慢して。本当は学童保育へわざわざこうやって並んで、何か本当に差別的なことが起こっている。区別、差別じゃない、区別ですが、そういうことが起こっているもので、本来はそういうぐあいに学校で終わった後にそのまま使えればさ、別段子供たちの心情でもああ、同じ学校内でやっているというようなことがね、多少あるもので、これは心情的なものですよ。今現在の制度としては、そういうぐあいにどうしても区別をしないとね、やっていけないというのがあるけれども、子供たちはそういうぐあいに愛情不足のところをね、ほかの子供たちから見ると、家にそのまま帰る子供たちとの差というのはどうしても感じとると思うからさ、そういうこともいろいろ考えながら子供たちの教育はやっていっていただきたいなと思います。

○委員長 黒川勝好君

よろしいですか。

さっきの指導員の関係はどうですか。養成は。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

一応児童館については5年間の経過措置等がありまして、今児童館、保育士の資格、それ

と学校の先生の資格を持った方がいるんですけれども、この条例の関係になると、保育士だけではないですね。研修が必要になってきます。それを来年度から各児童館の正職員、それとあと臨時さんにも来ていただいていますので、順次研修を受けていただいて何とか体制を整えていきたいと考えております。

○委員 高阪康彦君

報酬は。報酬、その研修やっていったときに、ただじゃないでしょう。

私ちょっと関連。支援員という、これ資格読んでおると、最終的には何か教員に従事して2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、町長が認めればいいと最後にあるんですね。そういう人を雇えば、資格があるから使えるわけ。最低1つの支援団体に2人いると書いてある。その人たちは当然そういう、今菊地さんと話ししていたんやけれども、先生をリタイヤして暇な人なんかでも多分、使うっておかしいけれども、いいと思うんですね。そういう人の場合は、もしやってもらうとすると、年金があるでもういいわと言われるけれども、そうじゃなくて、やっぱり時間給幾らとかという報酬が出るでしょう。それは、どういう単位で、当然パートなりの賃金で使うのか、それともそれ以外に出るのか、それ聞きたい。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

どうしても町の施設へ勤めていただく以上は、臨時さんの単価というのが決まっていますので、それをどうしてもベースに設定をしなければならないというのは考えております。

○委員 高阪康彦君

臨時職員の扱いなんですね。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

そうです。

○委員 高阪康彦君

わかりました。

○委員 戸谷裕治君

ちょっと現在おられる人たちをというようなこともちょっと話したもので、プラスでね、雇っていかないかんでしょう。その間の、今は本当にそういうことできるの。プラスでね、今のうちに教育していかないと、行ってくださいってやらないといかんもので、それを本当にやっていけるの、研修とかそういうことに対して。募集せないかんね。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

まず、当然この条例によって40人以下で何人か置きなさいというのがありますので、今現状の職員やりますが、あと来年度に向けて臨時さんとかいろいろな職員などの手だてはしていかなければならないとは考えております。それをやって、その後、それからこの必要な資格を何人というか、各児童館何人か毎年、毎年研修を送り出すというようなまずベースとし

ては保育士の資格、それと教員の資格を持った方をまずは臨時なりを募集して、それからまず今いる方をまず研修に出してということで考えております。

○委員 戸谷裕治君

最後ですけれども、1つ気をつけてもらわんとあかんのはね、そういうボランティア精神の旺盛な方もね、先ほど高阪委員がおっしゃったけれども、なかなかね、ボランティア精神の人もね、短期間はいいいだけけれども、長期になってくるとボランティアってなかなか続かんのよ、本当に。そういうのが一番頭の痛いところでさ、東北の復興を見たって何したって、一時はボランティア行くけれども、あと引いちゃうというのが、これね、あれなもので、やっぱり組織的にちゃんと考えて、そういうのを当てにしない組織づくりをしていただかないと、そこに多少ボランティアのね、私もやってあげるわというのが入ってきてもいいけれども、核になる人はちゃんとした人たちを養成していただきたいということでよろしくお願ひします。

○委員長 黒川勝好君

あとございませんか。他に質疑がありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号「蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第50号「蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 佐藤一夫君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長 黒川勝好君

補足説明がないようですので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

ございませんか。よろしいですか。

○副委員長 佐藤 茂君

すいません。今現在なんですけれども、母子家庭とか父子家庭、何人ぐらいといたしますか、

どれぐらいいますかね。

○保険医療課長 伊藤光彦君

ただいまのご質問ですが、母子家庭、父子家庭の人数でございますが、今手持ちの資料でなんですけれども、この7月末ということでお答えをさせていただきます。母子の方ですが、290。それから、父子の家庭なんです、15というふうになっております。20名の方になります。

○副委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

○教育長 石垣武雄君

ちょっと民生部の関係はわかりません。学校のほうちょっとだけ。

○副委員長 佐藤 茂君

今って学校のも入っていましたか。学校の、小学生の、中学校も。

○保険医療課長 伊藤光彦君

今の、すいません。これは、全ての県の基準の母子家庭医療が給付されてみえる数です。

○副委員長 佐藤 茂君

給付の数だよ。わかりました。

(発言する声あり)

○教育長 石垣武雄君

学校のほうは、それが母子家庭であって、多分ね、生活保護支給されていると思いますけれども、学校が把握している数だけちょっと申し上げたいと思います、せつかくです。小学校ですが、母子が152世帯ということで、父子はそれプラスアルファがあるんですけれども、大体今蟹江町の小学生が1,939人と聞いていますので、大体1割弱というような捉えでいいと思います、母子家庭。ですから、クラス見てもらうと、例えば30人学級だったら、1割だから2人か3人かなというような見方していただけるといいのかな。これは大ざっぱで申しわけないんですが。

それからあと、せつかくです。中学生もちょうと資料を持っていますので言いますが、中学校のほうが多いんですわね、母子家庭が。これはね、ことしの5月の調査でありますけれども、生徒数984、そのうちの母子家庭が137。ですから、15%ぐらい。だから、小学校が1割弱、中学校が1割5分ぐらいというような見方をしていただけるといいのかな。そのような形が現在で、若干感想言っていけませんけれども、最近はどんどんちょっと母子家庭がふえているなという傾向はあります。

○委員 戸谷裕治君

地域的に見ると、やっぱり我々のほうの地域が一番多いんじゃないの、そういう母子家庭というのは。

（「地域というのは学校ごと」の声あり）

学校のあれでいくと。

（「地域的なもの」の声あり）

地域的なもの。

（「蟹江町とか名古屋市と比べて」の声あり）

いやいや、そうじゃなしに……

（「蟹江町の中で」の声あり）

それは当たり前だがね、そんなこと……。舟入とかいろいろね、周辺のやっぱり……。だから、そうじゃなしに、アパートの数とかさ、いろいろな……。

○教育長 石垣武雄君

それでもね、今平均を言いましたね。蟹江小を見ているとね、パーセントで言いますよ。

6.8%いっとるでね、少ないんですわ。舟入がちょっと20となっとるもので。

○委員 戸谷裕治君

それは、人数であれでやるものでしょう、20とか……。

（発言する声あり）

○教育長 石垣武雄君

だから、須西が8%、新蟹江が12%、学戸10%、1割だね。だから9ということで、蟹江小が戸谷委員多いんじゃないかと言われた、全体的にもうこれ多いんだ。

○委員 戸谷裕治君

全体的に。

○教育長 石垣武雄君

全体的な形というふうにとっていただければ。

○委員 戸谷裕治君

新蟹江えらい多かったですね。

○教育長 石垣武雄君

新蟹江、ちょっと気持ちだけ……ということで。

（「分母の問題」の声あり）

それもありますね。舟入はそうだったわね。

○委員長 黒川勝好君

他にございますか。

（なしの声あり）

ありませんか。

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号「蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第51号「蟹江町障害者医療費支給条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおります。補足説明ございますか。

○民生部長 佐藤一夫君

ございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 黒川勝好君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 菊地 久君

ちょっとお尋ねしておきますが、中国人のね、残留孤児のこの関係ですが、蟹江町でね、おみえになるの。蟹江におる該当者があるかな、今まで。ないだろう、蟹江は。あるか。

○民生部次長兼住民課長 伊藤 満君

今のところ蟹江町にはおみえにならないです。

○委員長 黒川勝好君

あとございますか。よろしいですか。

(発言する声なし)

他に質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号「蟹江町障害者医療費支給条例等の一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

以上で本日付託をされております案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては私にご一任願います。

これで総務民生常任委員会を閉会をいたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午前11時13分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 黒川勝好